

別 紙

平成 19 年度事業にかかる監事監査結果報告書

平成 20 年 6 月 25 日

独立行政法人 医薬基盤研究所

監事 大田 晋

監事 具嶋 弘



独立行政法人通則法第 19 条第 4 項の規定に基づき、独立行政法人医薬基盤研究所の平成 19 年度にかかる業務および会計の実施状況について、次のとおり定期監査を実施したので、その結果を報告する。

監査実施の概要

1 監査の対象とした期間

平成 19 事業年度（平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで）

2 監査対象事業

当研究所で実施されている全部門の全事業（業務および会計経理）

3 監査の方法

各部作成の説明資料に基づく説明を受け、それに対する質疑応答を行った。

4 今回の監査の重点事項

事業開始以来 3 年目に当り、研究所事業のこれまでの進捗状況を詳しくチェックするとともに、中期計画の折返しという視点から、後半の事業の見通しについても担当部門から意見を聴取した。監査実施における重点は次のとおり。

- 1) 組織・体制の整備・運営状況は適切か。
- 2) 研究プロジェクトの成果とその対外的発表のあり方、研究助成事業執行の適正さ。
- 3) 今後の事業展開。
- 4) 研究費の執行状況、入札・契約の状況、給与水準、情報開示の状況等

監査結果

全体的な評価

- 1、平成19事業年度は、当研究所の業務開始から3年目に当たる。業務開始以来、諸規程や体制の整備など研究所活動の基盤整備が進められる一方、研究プロジェクトは、以前からの継続分も含め繊々と進められてきた。3年目は研究所の本来事業の一層の進捗が図られてきた。すなわち基盤的研究部におけるさまざまのプロジェクトの推進、生物資源研究部の細胞バンク事業の活発化、研究振興部による助成事業の適正実施などである。全体としては順調に推移していると評価される。
- 2、当研究所の活動の基本的視点は、大学における基礎研究と異なり、あくまでも医薬品開発を視野に置いた「橋渡し研究」、「創薬的研究」である。この基本認識を研究者一人ひとりが再確認する必要がある。また、活動推進の基本的取組みの一つは、「製薬企業、研究機関など適切な外部組織との密接な連携・協力」でなくてはならない。この観点から共同研究や委託研究の一層の充実・拡大が求められる。
- 3、研究所の中心となるべき事業手法の一つは、外部研究者、民間企業などと協力して進める共同研究である。共同研究は、平成19事業年度においても新規事業を含め活発化してきているが、なお一層の拡大が期待される。共同研究を活発化するためには、日頃から民間企業、他の研究所など外部機関との交流、情報交換などにより、人間関係を含め連携を深めておく必要がある。そのためには個人的なつながりだけでなく組織的な対応が行われることが必要であろう。
- 4、京都大学山中教授チームによるヒトiPS細胞の成功には、本研究所の研究助成も一助となっている。このように研究助成により得られた成果を実用化につなげる共同研究は一層推進されることが期待される。
- 5、研究所活動も3年が過ぎ、その成果が見える形で現れるものも出てきている。研究成果の公表は、学会発表や専門誌への論文発表だけでなく、国民にも分かり、関心が持たれる内容と形でなくてはならない。この観点から研究成果の公表は、タイミングをはずすことなく、業界紙のみならず国民一般にもマスコミ等を使って行うことが求められる。研究成果の一般広報活動はこの3年間で大きな進展のみられない部分であり、今後、広報担当組織の整備と人の配置を図り、広報活動を強化することが求められる。
- 6、当研究所の執行役員は常勤の理事長以外、非常勤の理事一人のみというきわめて異常な構成である。今後の行政改革の流れの中での他研究機関との統合を考える場合にあっては、役員の数および質は、事業規模と内容に適確に対応したものでなくてはならない。

7、今後の事業展開を考えたとき、一層の事業企画力と外部機関との連携・協力の強化が必要となる。この視点からの企画調整部について、その名称変更も含む業務見直しと組織人員の強化が求められる。

8、当研究所発足以来、理事長をはじめ役員および各部の責任者が出席し、月に一度幹部会が開催され、各部の事業進捗状況について報告と意見交換が行われている。この場を単なる報告の場に終わらせることなく、運営方針・戦略を積極的に議論する場として活性化していくことが肝要である。

第1 業務に関する個別意見

- 1 給与支給、出張業務、研究資金の処理など総務部の業務は、以前に比べ円滑に進むようになっている。研究のより円滑な推進のためには、総務部職員は自ら、時間を見つけて研究者と接触し、研究者のさまざまの考え方や要望等の把握に努めることが必要である。
- 2 企画調整部は、本来の企画業務以外に各部にかかる業務の調整に時間と労力を取られてしまっている。今後は、より戦略的な企画業務、たとえば中長期的な事業構想、民間製薬企業等外部組織との連携、国民一般あるいは関係業界を対象とした当研究所の事業活動とその成果の広報などに一層力を入れるべきである。そのための組織の見直しと強化が求められる。(前出=全体的評価、4、6、8と関連)
- 3 基盤的研究部のプロジェクトの中には創薬につながる可能性のある成果も出てきている。一方、これまでに期待された成果がまだ見られないものもある。研究途上にあって当初の予想と違ってくることは避けられないことであるが、これまでの3年という事業期間をみたとき、当初期待された成果が見えてこないものについてはその理由を究明し、場合によっては、研究方法の変更を含む事業の見直しなど適切な対応を行う必要がある。
- 4 連携大学院は、外部組織との連携という点からみて、研究所にとっても大学にとっても意味があり、学生を介して研究所の活動が広く知られ、理解される点からもその一層の拡大が求められる。活発でチームワークのいい研究プロジェクトほど連携大学院および参加する学生の数が多いことは興味深い現象である。
- 5 生物資源部にあっては細胞バンク事業は順調であるがそれ以外、とくに遺伝子バンク事業は低調である。その原因を究明し、実効ある対応が求められる。また、HS(ヒューマンサイエンス)財団との業務提携のあり方、とくに細胞提供に係る技術支援のあり方については見直しが必要である。

- 6 薬用植物資源研究センター和歌山研究部は、これまでの使命を果たしたものと考えられる。今後廃止を含めそのあり方を検討すべきである。なお、その場合、そこに蓄積された薬用植物に係る資源を筑波研究部に集中させるなど、筑波研究部の機能強化も併せて検討されなければならない。
- 7 筑波靈長類医科学研究センターは、研究用靈長類の育成や外部研究者による施設の利用など重要な役割を果たしてきたが、今後自ら果たすべき機能、実施体制、他との協力体制など今後のあり方については、もう一度基本から、中長期的展望に立って検討されることが求められる。
- 8 平成19年3月、研究所内にNMR(核磁気共鳴装置)が開設されたが、研究における有効活用、外部機関による利用拡大こそが今後の課題である。その場合、適正利用料の設定、関係機関への機器利用の呼びかけなどこの機器の存在と利用価値の周知徹底を図ることが肝要である。

第2 会計監査

- 1 平成19年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの付属明細書並びに連結財務諸表については、関係法令、業務方法書その他の諸規程に従って処理され、研究所の財務状態及び運営状況を正しく示していると認められる。
また、平成19年度決算報告書は、関係法令に従い、適正に処理されていると認められる。
- 2 平成19年度事業報告書は、関係法令に従い、当研究所の会計処理の状況、業務の執行状況を正しく示していると認められる。
- 3 会計監査人「監査法人トーマツ」の監査の方法および結果は、適正かつ妥当と認められる。
- 4 会計監査人から指摘されている事項については、相当対応が進んできているが、残された課題についても、できるものから迅速に対応していくことが必要である。なお、課題の中には、本研究所固有の問題でなく、国の予算決算の仕組みの問題から来る構造的なものがあり、これについては国（厚生労働省所管部局）に対し、その改善など適切な対応を求めて行くべきである。

—以上—

平成20年3月28日

平成19年度内部監査報告

独立行政法人医薬基盤研究所

理事長 山西 弘一

監査チームリーダー 猪股 以夫里

独立行政法人医薬基盤研究所内部監査規程第10条の規定に基づき、独立行政法人医薬基盤研究所の平成19年度内部監査について以下のとおり報告します。

1 監査概要

平成19年度内部監査計画に従って①創薬プロテオミクスプロジェクト及び感染制御プロジェクトの研究室内の平成19年度購入分の固定資産管理ラベルの添付状況について、②生物資源研究部（細胞資源研究室、遺伝子資源研究室、実験動物開発研究室）の生物資源バンク事業の業務プロセスについて、③総務部会計課の研究費の執行について監査した。

監査は、監査期間中（平成20年3月24日）5名で実施した。

2 監査結果

① 固定資産管理ラベルの添付については、創薬プロテオミクスプロジェクト及び感染制御プロジェクトの研究室内の平成19年度購入分について固定資産台帳と添付ラベルについて検証した結果、適正に処理されていた。

② 生物資源バンク事業の業務プロセスについては、各室とも業務に必要なマニュアル、業務フローチャート及び事務分担表は備えていたが、管理帳簿について、遺伝子資源研究室においては発送事務の管理が担当者のメール上のみで行われ、文書が整理されていない状況であり、また、担当者の異動に伴い、一部の資源について管理帳簿の引継ぎが十分なされていないものがあった。

また、実験動物開発研究室においては、依頼主から実験動物の受注を受

けてから、生産、発送、依頼主の受領に至るまで数ヶ月の期間を要するが、どの段階にまで達したものを当該年度の実績として認識するかについて、明確な考え方が定められていない状況であった。

また、細胞資源研究室及び遺伝子資源研究室においては分譲事業を（財）ヒューマンサイエンス振興財団に委託しているが、分譲状況について月報による毎月の文書報告は受けているが、年度を通じた最終の確定値についての文書報告は受けていない状況であった。

- ③ 研究費補助金の執行については、関係帳簿、証拠書等を検証した結果、適正に処理されていた。

3 検討事項

- ① 固定資産管理ラベルの添付については、平成19年度購入分については適正に処理されているが、平成17年設立時に国から引き継いだ物品等について再度整理する必要があると思われる

- ② 生物資源バンク事業の業務プロセスについては、おおむね整理されているが、遺伝子資源研究室においては発送管理がメールで行われている状況であり、担当者が不在の場合、管理状況がわからなくなる恐れがあることから帳簿化する必要があると思われる。また、資源の管理帳簿の引継ぎを十分に行う必要があると思われる。また、実験動物開発研究室においては実績算定における年度区分の基準の考え方を整理しマニュアルに反映する必要があると思われる。

また、分譲事業については、毎月の報告は受けているが、年度の最終確定を確認するために年度報告（最終版）についても報告を受ける必要があると思われる。

- ③ 研究費補助金の執行については、平成19年度より「科研費管理システム」を導入し、関係帳簿など書式の統一化し、効率化を図ったところであるが、一部当システムを活用していない部署もあり今後は当システムに切替えていくべきである。